

チェックリスト1 研究における倫理的配慮

① 研究の「対象者選定」の段階

- 法令の遵守——例えば法令に従い、住民基本台帳などを閲覧し対象者を選定する。
- 個人情報管理——住民基本台帳の閲覧などで作成した、対象者名簿を厳重に管理する。
- 目的外使用禁止——当該研究以外に、サンプリングで得た個人情報を使用しない。

② 研究の「協力依頼」の段階

- 調査の連絡と依頼——事前に対象者へ研究実施について連絡し、協力の依頼を行う。
- 目的、主体、連絡先の明示——研究を行う者は必ずこれらの情報を明確にする。

③ 研究の「準備」の段階

- 人権尊重とプライバシー保護——対象者の人権を尊重し、プライバシーを保護する。
- 対象者の名簿管理——個人情報の紛失、内容の漏洩が生じないように管理を徹底する。
- 協力者の研修——協力者を雇うときは、研修と周知を行い研究手法の差をなくす。

④ 研究の「実施」の段階

- 匿名性確保——対象者が特定されないよう、研究実施段階でも十分配慮を行う。
- 研究の合意取得——対象者に十分調査内容を説明し、同意に基づいて研究する。
- 対象者の不利益回避——対象者が不快感を抱いたり、不利益を被ることは回避する。
- 対象者の中止の自由——対象者が調査を中止したい場合には、その意志に従う。
- 疑問への対応——対象者から寄せられる疑問、苦情などに対して誠実に対応する。
- 守秘義務——研究の実施過程で知りえた、対象者に関する情報全てを守秘する。
- 差別禁止——対象者を性別、年齢、国籍、障がいなどの要因で差別的に扱わない。
- 研究者の証明——身分証明書を常時携帯し、求めがあれば身分を明らかにする。
- 不正な記入の防止——データを、都合の良いように不正に記入しない。

⑤ 研究の「実施後」の段階

- データの管理——研究代表者が、収集データを厳重管理できる体制を整備する。
- 個人情報管理——データで個人を特定できる部分について、厳重管理できる体制を整備する。
- 電子データの匿名性確保——回答内容の電子データ化で、個人を特定できないようコード化する。
インターネットと切り離し、電子ファイルを研究代表者が管理する。

⑥ 研究の「結果公表」の段階

- 公表すべき事項——調査の題目、目的、主体、サンプリング方法、調査方法と時期、調査の具体的な内容、分析結果、結果考察、付属資料としての生データを公表する。
- ねつ造の禁止——データや結果などをねつ造せず、複数人で客観的に考察する。
- 差別禁止——対象者を性別、年齢、国籍、障がいなどの要因で差別的に扱わない。